

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地

氏名 光陽建設 株式会社  
代表取締役 稲葉 明則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和 年



許可の年月日 平成 29 年 6 月 8 日

許可の有効年月日 平成 34 年 6 月 7 日

## 1. 事業の範囲 事業の区分

収集運搬 (鉍さい, ばいじん, 燃え殻, 汚泥の積替え・保管行為を含む。)

### 特別管理産業廃棄物の種類

#### ・感染性産業廃棄物

・鉍さい: 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物を含むものに限る。)

・ばいじん: 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, 1,4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むものに限る。)

・燃え殻: 特定有害産業廃棄物 (カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, ダイオキシン類を含むものに限る。)

・汚泥: 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, 1,4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むものに限る。)

以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

## 3. 許可の条件 余 白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 29 年 6 月 8 日 新規許可 以下余白

## 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~

### 備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	面積	種類	保管上限	積み上げ高さ
呉市吉浦新町二丁目 197番1, 197番3	300㎡	銻さい(特定有害産業廃棄物(水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物を含むものに限る。)) ばいじん(特定有害産業廃棄物(水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, 1,4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むものに限る。)) 燃え殻(特定有害産業廃棄物(カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, ダイオキシン類を含むものに限る。)) 汚泥(特定有害産業廃棄物(水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, 1,4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むものに限る。))	855m³	4.5m